

内部統制制度導入に向けた検討状況と課題について

本県における内部統制制度の導入に向けた検討状況と今後検討すべき主な課題は、以下のとおりである。

1 内部統制に関する方針

内部統制に関する方針とは、各地方公共団体における内部統制についての組織的な取組の方向性等を示すものであり、長は、これを策定及び公表しなければならない。

（総務省が公表したガイドライン P13 「Ⅱ 内部統制に関する方針」より）

（検討状況）

- ・ 本県の状況や監査委員との意見交換等を踏まえた方針（素案）を作成した。

（検討課題）

- ・ 全ての職員が主体的に取り組むことができる制度となるよう、職員への浸透を図る必要がある。

2 内部統制体制の整備

内部統制体制の整備とは、内部統制に関する方針に基づき、全庁的な体制を整備しつつ、組織内の全ての部署において、リスクに対応するために規則・規程・マニュアル等を策定し、それらを実際の業務に適用することをいう。

（総務省が公表したガイドライン P15 「Ⅲ 内部統制体制の整備」より）

（1）全庁的な体制の整備

（検討状況）

- ・ 内部統制の6つの基本的要素を踏まえた内部統制体制となるよう整備項目の整理を行った。

※6つの基本的要素

〔 統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、
ICTへの対応 〕

（検討課題）

- ・ 取組にかかる庁内の体制（役割分担）について、県庁全体の組織体制の構築と併せ、検討する必要がある。
- ・ 行政委員会や公営企業の取扱いを決定する必要がある。

（2）業務レベルのリスク対応策の整備

（検討状況）

- ・ 過去の不祥事や監査委員からの指摘等を踏まえ、各所属がリスクを洗い出す参考とするためのリスク一覧（案）を作成した。

（検討課題）

- ・ 業務レベルのリスク対応策を整備するとともに、評価対象期間における取組の詳細を検討する必要がある。（制度導入後の運用の流れは別紙のとおり。）

3 内部統制評価報告書の作成

長は、内部統制の整備状況及び運用状況について評価を行い、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査に付すこととされている。また、監査委員の意見を付けた内部統制評価報告書について、議会に提出するとともに、公表することが求められている。

(総務省が公表したガイドライン P19「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」より)

(検討課題)

- ・ 庁内の事務負担も考慮しつつ、効果的・効率的に各所属における取組状況进行评估する仕組みの検討が必要である。

※ 本県における内部統制制度の導入に係るスケジュール（予定）

【令和元年度】

- | | |
|---------|--|
| 1 1 月以降 | 行財政・働き方改革特別委員会
内部統制制度の試行
試行を踏まえた見直し等 |
| 3 月 | 内部統制に関する方針の策定 |

【令和2年度】

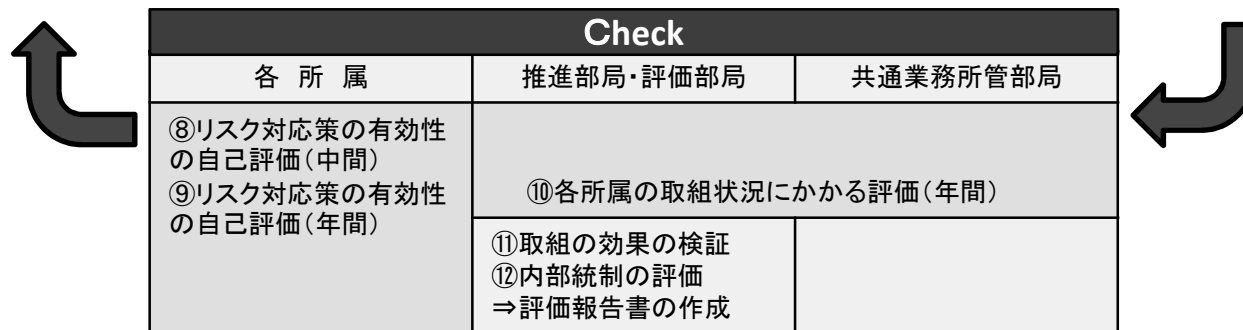
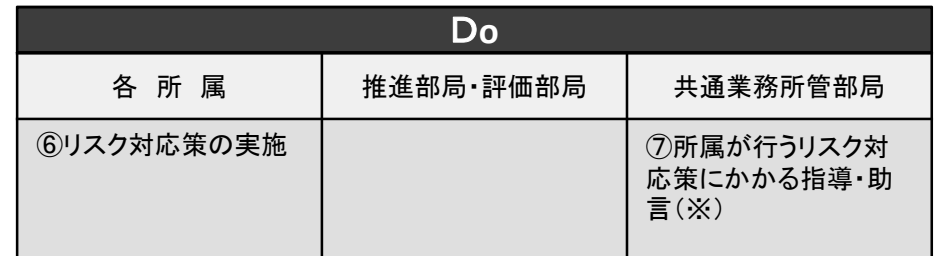
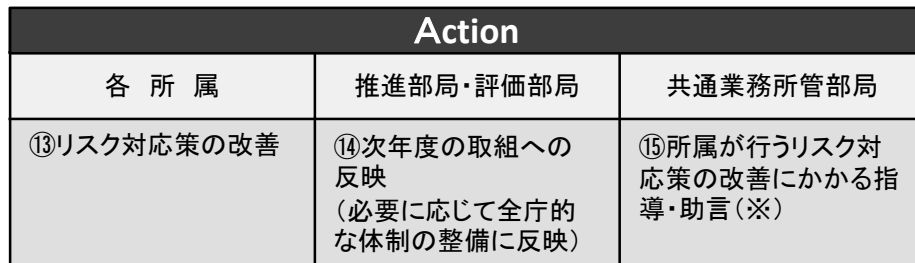
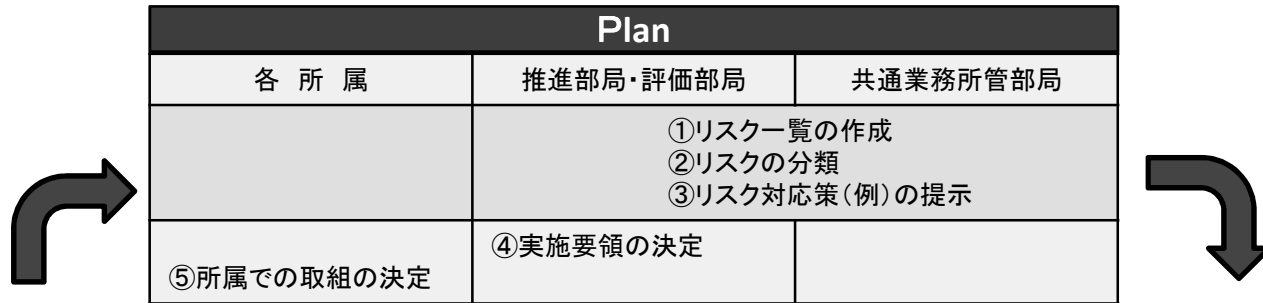
内部統制制度の導入

【令和3年度】

令和2年度を評価対象期間とした評価報告書を議会に提出

内部統制制度導入後の運用の流れ

(業務レベルの内部統制のPDCAサイクル)



※共通業務所管部局は、日常業務を通じて指導・助言を行う。

不適切な事案が発生(顕在化)した場合の対応フロー

